

別記様式第1号（第3条関係）

住宅改修費受領委任払契約書

えびの市長（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、住宅改修費受領委任払について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、乙の提供する住宅改修の利用者（以下「利用者」という。）が甲に対して有する介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給申請及び請求並びに受領に関する権限について、利用者から委任を受け、甲に対して住宅改修費の支給申請及び請求並びに受領を行う。

（受領委任払に係る乙の要件）

第2条 乙がこの契約に基づき利用者に代わって住宅改修費の支給申請及び請求並びに受領ができるのは、えびの市介護保険住宅改修費等受領委任払実施要綱（平成25年えびの市告示第12号。以下「要綱」という。）第2条の要件を満たす利用者からの委任を受けた場合とする。

（住宅改修費の支給申請及び請求並びに受領）

第3条 乙は、要綱第2条の要件を満たす利用者から委任を受けた場合は、住宅改修完了後、速やかに住宅改修費支給申請及び請求書（受領委任用）（要綱別記様式第7号）に必要な書類を添えて甲に申請するものとする。

2 甲は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、住宅改修費の支給の適否について決定し、乙に対してその旨を通知するものとする。

3 甲は、前項の規定により支給の決定をしたときは、要綱第6条に規定する書類を受理した日の属する月の翌月20日までに住宅改修費の支給を行うものとする。

（利用者負担の徴収）

第4条 乙は、この契約に基づき提供した住宅改修の費用として受領委任払を受けようとするときは、利用者が負担すべき額を事前に徴収しなければならない。

（介護保険法等の遵守及び秘密の保持）

第5条 乙は、契約に定める事業の実施にあたっては、介護保険に関する法令を遵守するとともに、委任した利用者の秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用者との調整）

第6条 乙は、住宅改修にあたっては、誠意を持って対応することとし、利用者との間に問題が生じた場合は、乙の責任において解決しなければならない。

（契約の解除）

第7条 甲は、乙がこの契約に違反したとき又はこの契約を継続することができなくなったと認めたときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲は賠償の責めを負わない。

（契約期間）

第8条 この契約の期間は、契約締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、甲又は乙から特段の申し出がない限り、この契約は同一の条件をもって、更に1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

(変更届の提出)

第9条 乙は、乙の住所、名称及び代表者等に変更が生じたときは、速やかに書面によりその旨を届け出るものとする。

(協議)

第10条 この契約に定めのない事項について定める必要があるとき又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 えびの市大字栗下1292番地
えびの市
えびの市長

乙